

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中 3・3・5 新屋豊岩線ほか3 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・5	新屋豊岩線	秋田市新屋町字北愛宕町	秋田市豊岩石田坂字上野	秋田市浜田字館ノ丸	約4,260m	地表式	4車線	25m	J R羽越本線と立体交差 幹線街路下浜八橋線と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所	
	3・5・23	新屋十軒町線	秋田市新屋勝平町	秋田市榎山字南新町下丁	秋田市榎山登町	約4,410m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差10箇所	
	3・4・30	新屋浜田線	秋田市新屋扇町	秋田市新屋日吉町	秋田市新屋比内町	約760m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所	
	なお、秋田市新屋扇町地内に約1,800 m ² の駅前広場を設ける。										
	3・4・53	豊岩仁井田線	秋田市豊岩石田坂字上野	秋田市仁井田新田二丁目	秋田市仁井田字下新田	約2,270m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

人口減少に伴う将来交通需要の減少予測を受け、都市圏全体の道路網を検討した結果、3・3・5 新屋豊岩線の終点部および3・4・2 3 新屋十軒町線の起点部から雄物川右岸までの区間、3・4・3 0 新屋浜田線の終点部を廃止し、併せて残りの区間について車線数を決定する。

また、新屋豊岩線の一部区間について、現状の主要地方道寺内新屋雄和線に合わせるよう線形を変更し、併せて3・4・5 3 豊岩仁井田線について起点を変更し、車線数を決定するものである。

変更理由書

平成21年に策定された秋田都市圏の都市交通に関する基本計画である秋田都市圏総合都市交通マスタープランでは、人口減少に伴う将来交通需要の減少予測を受け、都市圏全体の道路網を検討した結果、新たなマスタープラン道路網とあわせ、都市計画道路の廃止候補10路線（一部区間を含む）が提案されたところであり、平成23年3月に策定された第6次秋田市総合都市計画にも、その見直しが位置付けられている。

今回は、この廃止候補路線のうち、秋田市南部の3路線と関連する1路線について、変更を行うものである。

① 3・3・5 新屋豊岩線および ② 3・4・53 豊岩仁井田線

都市計画道路 3・3・5 新屋豊岩線は、秋田市の西部地域における主要幹線道路として、昭和61年に現在の都市計画道路 3・2・3 下浜八橋線との交点を起点として、途中JR羽越本線を横断し、雄物川左岸堤防沿いの主要地方道寺内新屋雄和線（市道移管予定区間）との交点を終点とする位置及び区域に決定（変更）され、現在の計画となっている。なお、第6次秋田市総合都市計画および秋田都市圏総合都市交通マスタープランにおいて、秋田市の骨格道路網を構成する外周部環状道路として位置づけられている。

当該都市計画道路については、起点から都市計画道路 3・5・55 新屋田尻沢線との交点までの区間は2車線道路として暫定整備・供用されているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間のうち、3・5・55 新屋田尻沢線との交点から都市計画道路 3・4・53 豊岩仁井田線との交点までの区間については、近接した位置に平行して主要地方道寺内新屋雄和線が2車線のバイパス道路として暫定整備され、現在、当該都市計画道路と同等の役割を担う路線として機能している。また、3・4・53 豊岩仁井田線との交点から終点までの区間については、3・4・53 豊岩仁井田線との交点付近の当該都市計画道路の法線に合わせて主要地方道寺内新屋雄和線の改良が行われている。このため、いずれの未整備区間についても、既定計画で整備する必要性が非常に低くなっている。

以上の理由から、3・3・5 新屋豊岩線について、3・5・55 新屋田尻沢線の交点から3・4・53 豊岩仁井田線の交点までの区間については、効率的な都市計画道路の整備を図る観点から、現状の主要地方道寺内新屋雄和線に合わせるよう線形を変更し、3・4・53 豊岩仁井田線の交点から終点の区間については、計画を廃止し、併せて、車線数を決定するものである。また、3・4・53 豊岩仁井田線について、3・3・5 新屋豊岩線の終点の変更に合わせて起点位置を変更し、車線数を決定するものである。

③ 3・4・23 新屋十軒町線

都市計画道路3・4・23 新屋十軒町線は、昭和50年に都市計画道路3・4・30 新屋浜田線との交点を起点として、途中雄物川を横断し、都市計画道路3・4・29 秋田環状線との交点を終点とする位置及び区域に決定(変更)され、昭和55年に都市計画道路3・4・32 割山南浜線との交差点形状の変更等を行い、現在の計画となっている。

当該都市計画道路については、刈穂橋から終点の楯山南新町下丁までの区間と雄物川右岸の3・4・32 割山南浜線との交点から都市計画道路3・4・11 新屋土崎線の交点までの区間は整備済みとなっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間のうち、起点から3・4・32 割山南浜線との交点までの区間については、当時の新屋市街地の西側に計画したものであるが、その後、雄物川を横断する都市計画道路として3・2・3 下浜八橋線と3・4・53 豊岩仁井田線の2路線を決定している。将来交通量の推計結果、橋梁区間については、3・2・3 下浜八橋線の雄物大橋の4車線化と現状の雄物新橋、3・4・11 新屋土崎線の秋田大橋および3・4・53 豊岩仁井田線の秋田南大橋で雄物川を横断する交通需要に対して処理が可能である。また、起点から雄物川左岸の市道との交点までの区間は、平行して都市計画道路3・5・48 北愛宕通線が決定・一部整備され、主要地方道寺内新屋雄和線と合わせて交通処理が可能となっており、整備の必要性が低くなっているほか、宅地化が進んでいる状況において縦断線形的にも横断線形的にも地形の起伏が大きく施工難度が高くなっている。

以上の理由から、起点から3・4・32 割山南浜線との交点までの区間については、計画を廃止し、併せて、延長、代表幅員および街路番号を変更し、新たに車線数を決定するものである。

④ 3・4・30 新屋浜田線

都市計画道路3・4・30 新屋浜田線は、JR羽越本線新屋駅と浜田地区を結ぶ路線として、昭和41年に都市計画決定され、昭和50年に一部幅員等の変更を行い、現在の計画となっている。

当該都市計画道路の大半は、新屋地区土地区画整理事業として都市計画決定された区域内にあるが、土地区画整理事業が実施されていないこともあり全線未整備となっている。

このうち、起点から3・3・5 新屋豊岩線との交点までの区間については、秋田市の骨格道路網を構成する外周部環状道路と新屋駅を結ぶ路線として、その必要性が高いと判断されるが、3・3・5 新屋豊岩線との交点から終点までの区間については、2車線の現道で交通処理が可能なおことから、既定計画で整備する必要性が非常に低くなっている。

以上の理由から、3・3・5 新屋豊岩線との交点から終点までの区間を廃止し、併せて、車線数を決定するものである。

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・5	新屋線 新豊岩線	秋田市 新屋町字 北愛宕町	秋田市 豊岩豊巻 字上野	秋田市 浜田字 館ノ丸	約 4,510m	地表式		25m	国鉄羽越本線と 立体交差 幹線街路と平面 交差5箇所	
	3・4・23	新屋十軒町線	秋田市 新屋日吉 町	秋田市 榎山字南 新町下丁	秋田市 榎山登 町	約 5,890m	地表式		16m	幹線街路と平面 交差8箇所	
	3・4・30	新屋 浜田線	秋田市 新屋扇町	秋田市 新屋日吉 町	秋田市 新屋比 内町	約 910m	地表式		16m	幹線街路と平面 交差4箇所	
	なお、秋田市新屋扇町地内に約 1,800 m ² の駅前広場を設ける。										
	3・4・53	豊岩仁 井田線	秋田市豊 岩石田坂 字上野	秋田市仁 井田新田 二丁目	秋田市 仁井田 字下新 田	約 2,250m	地表式		20m	幹線街路と平面 交差1箇所	

(変更後)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・5	新屋線 新豊岩線	秋田市 新屋町字 北愛宕町	秋田市 豊岩石田 坂字上野	秋田市 浜田字 館ノ丸	約 4,260m	地表式	4車線	25m	J R羽越本線と 立体交差 幹線街路下浜八 橋線と立体交差 幹線街路と平面 交差5箇所	
	3・5・23	新屋十軒町線	秋田市 新屋勝平 町	秋田市 榎山字南 新町下丁	秋田市 榎山登 町	約 4,410m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面 交差10箇所	
	3・4・30	新屋 浜田線	秋田市 新屋扇町	秋田市 新屋日吉 町	秋田市 新屋比 内町	約 760m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面 交差4箇所	
	なお、秋田市新屋扇町地内に約 1,800 m ² の駅前広場を設ける。										
	3・4・53	豊岩仁 井田線	秋田市豊 岩石田坂 字上野	秋田市仁 井田新田 二丁目	秋田市 仁井田 字下新 田	約 2,270m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面 交差3箇所	

議案第3号関係

秋田都市計画道路の変更
 3・3・5号 新屋豊岩線
 3・4・23号 新屋十軒町線
 3・4・30号 新屋浜田線
 3・4・53号 豊岩仁井田線
 変更総括図
 【秋田県決定】
 S=1:10,000

凡 例
 変更前
 変更後



種別	色	説明
第一種市道	赤	幅員20m以上
第二種市道	黄	幅員10m以上
第三種市道	緑	幅員5m以上
第四種市道	青	幅員3m以上
第五種市道	紫	幅員2m以上
第六種市道	茶	幅員1.5m以上
第七種市道	黒	幅員1m以上
第八種市道	白	幅員0.5m以上
第九種市道	黄緑	幅員0.3m以上
第十種市道	黄	幅員0.2m以上
第十一種市道	緑	幅員0.1m以上
第十二種市道	青	幅員0.05m以上
第十三種市道	紫	幅員0.03m以上
第十四種市道	茶	幅員0.02m以上
第十五種市道	黒	幅員0.01m以上
第十六種市道	白	幅員0.005m以上
第十七種市道	黄緑	幅員0.003m以上
第十八種市道	黄	幅員0.002m以上
第十九種市道	緑	幅員0.001m以上
第二十種市道	青	幅員0.0005m以上
第二十一種市道	紫	幅員0.0003m以上
第二十二種市道	茶	幅員0.0002m以上
第二十三種市道	黒	幅員0.0001m以上
第二十四種市道	白	幅員0.00005m以上
第二十五種市道	黄緑	幅員0.00003m以上
第二十六種市道	黄	幅員0.00002m以上
第二十七種市道	緑	幅員0.00001m以上
第二十八種市道	青	幅員0.000005m以上
第二十九種市道	紫	幅員0.000003m以上
第三十種市道	茶	幅員0.000002m以上
第三十一種市道	黒	幅員0.000001m以上
第三十二種市道	白	幅員0.0000005m以上
第三十三種市道	黄緑	幅員0.0000003m以上
第三十四種市道	黄	幅員0.0000002m以上
第三十五種市道	緑	幅員0.0000001m以上
第三十六種市道	青	幅員0.00000005m以上
第三十七種市道	紫	幅員0.00000003m以上
第三十八種市道	茶	幅員0.00000002m以上
第三十九種市道	黒	幅員0.00000001m以上
第四十種市道	白	幅員0.000000005m以上

変更前 3・4・23号 新屋十軒町線 W=16m L=5,890m
 変更後 3・5・23号 新屋十軒町線 W=15m L=4,410m 2車線

変更前 3・4・53号 豊岩仁井田線 W=20m L=2,250m
 変更後 3・4・53号 豊岩仁井田線 W=20m L=2,270m 2車線

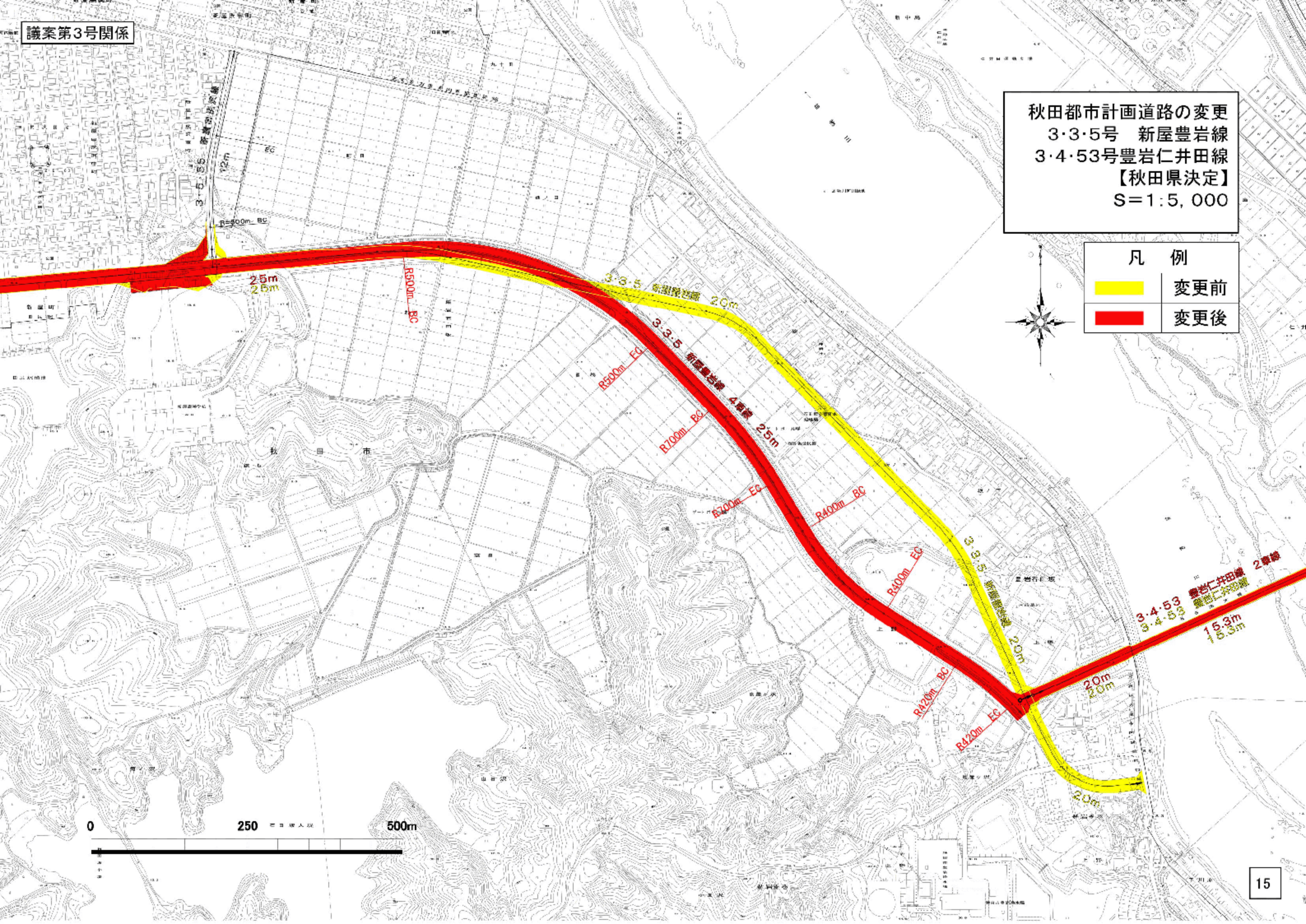
変更前 3・4・30号 新屋浜田線 W=16m L=910m
 変更後 3・4・30号 新屋浜田線 W=16m L=760m 2車線

変更前 3・3・5号 新屋豊岩線 W=25m L=4,510m
 変更後 3・3・5号 新屋豊岩線 W=25m L=4,260m 4車線

1:10,000

秋田都市計画道路の変更
3・3・5号 新屋豊岩線
3・4・53号 豊岩仁井田線
【秋田県決定】
S=1:5,000

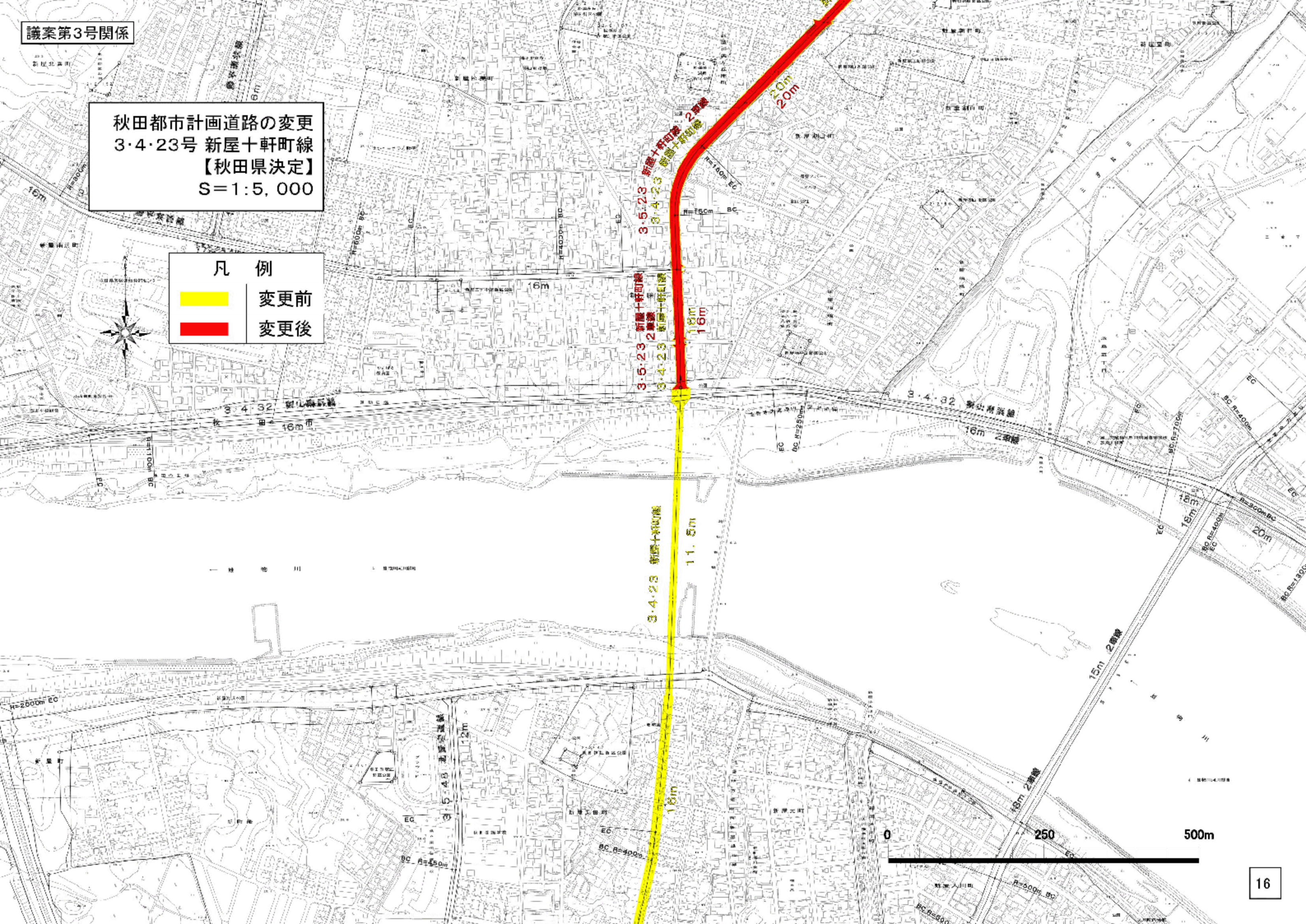
凡 例	
	変更前
	変更後



秋田都市計画道路の変更
3・4・23号 新屋十軒町線
【秋田県決定】
S=1:5,000

凡 例

- 変更前
- 変更後



3・5・23 新屋十軒町線
2車線
3・4・23 新屋十軒町線
3・4・23 新屋十軒町線

3・4・23 新屋十軒町線

11.5m

16m

20m
20m

16m

16m

15m
2車線

18m
2車線

18m
2車線

500m

秋田都市計画道路の変更
3・4・23号 新屋十軒町線
3・4・30号 新屋浜田線
【秋田県決定】
S=1:5,000

凡 例

	変更前
	変更後

